

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)	所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
分野	3. 地域包括ケアシステムの構築(地域生活支援、相談体制の充実)			7. 自立した生活の支援・意思決定の推進
基本的な考え方	<p>障害のある人が、自らが望む場所において日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を受けて、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。</p>		<p>障害のある人が望む暮らしを実現できるよう自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けられることのできる体制を構築します。 また、障害のある人の地域移行を一層推進し、障害のある人が必要ときに必要な場所で、適切な支援を受けられるような取り組みを進めることで、障害の有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。</p>	<p>障害者の望む暮らしを実現できるよう自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障害者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けられることのできる体制を構築する。 また、障害者の地域移行を一層推進し、障害者が必要ときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。 さらに、障害者及び障害のある子どもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障害のある子どもへの支援の充実、障害福祉サービスの質の向上、アクセシビリティ向上に資する機器の研究開発、障害福祉人材の育成・確保等に着実に取り組む。〔7:基本的考え方:再掲〕</p>
施策の方向性	(1) 地域移行支援・地域生活支援の充実			
3-(1)-1	在宅生活を支える障害福祉サービスの充実	<p>障害のある人の在宅生活を支える障害福祉サービスについて充実を図るとともに、地域生活を支えるための多職種のチームが連携する支援を始め、障害のある人の地域における生活の場のひとつであるグループホーム等に対する支援を行うことにより、障害福祉サービスの継続的な利用を促進します。</p>	<p>障害のある人の在宅生活を支える障害福祉サービスについて充実を図るとともに、地域生活を支えるための多職種のチームが連携する支援を始め、障害のある人の地域における生活の場のひとつであるグループホーム等に対する支援を行うことにより、障害福祉サービスの継続的な利用を促進します。</p>	<p>障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的な充実を図るほか、必要な時に救急医療が受けられる体制整備を推進する。〔7-(3)-1〕</p> <p>障害者の身体機能又は生活能力の向上を目的とした自立訓練(機能訓練、生活訓練)の整備を推進するとともに、利用者の障害特性に応じた専門職員による訓練の取組を促進し、利用者が身近な事業所において必要な訓練を受けられるようにする。〔7-(3)-3〕</p> <p>地域生活への移行を進める観点から、障害者支援施設においては、入所者の意思決定の支援を行いながら、地域生活移行支援や地域で生活する障害者の支援を推進し、また、障害者の地域における居住の場のひとつとして、多様な形態のグループホームの整備を促進するとともに、重度障害者にも対応した体制の充実を図る。〔7-(3)-6〕</p> <p>障害者の一人暮らし等を支える自立生活援助を使いやすい制度にすることにより、障害者の地域生活への移行を推進する。〔7-(3)-7〕</p>

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)		所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
3-(1)-2	障害の重度化・重複化、障害のある人の高齢化への対応	障害の重度化・重複化、障害のある人の高齢化に対応する地域における居住の支援や障害福祉サービスの提供、専門的ケア及び強度行動障害のある人等への適切な支援を推進するとともに、長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切な支給決定を行います。	障害者支援課	障害の重度化・重複化、障害のある人の高齢化に対応する地域における居住の支援や障害福祉サービスの提供、専門的ケア及び強度行動障害のある人等への適切な支援を推進するとともに、長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切な支給決定を行います。	
3-(1)-3	地域での生活を支える地域相談支援の充実	障害のある人の地域生活への移行や地域で生活する障害のある人を支える地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を提供するための体制の整備を図ります。	障害者支援課 地域福祉推進課	障害のある人の地域生活への移行や地域で生活する障害のある人を支える地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を提供するための体制の整備を図ります。 <u>また、複雑化・複合化する地域住民のニーズに対応する「包括的な支援体制」の構築を目指し、「属性や世代を問わない包括的な相談支援」「地域で孤立しないための社会参加への支援」「居場所確保に向けた地域づくりの支援」などを一体的に実施する重層的支援体制を順次構築していきます。</u>	
3-(1)-4	地域生活支援拠点等の整備	障害の重度化や障害のある人の高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるように、日頃から、身近なところで見守りや交流を行うとともに、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応を図る体制として、地域の社会資源を活用した地域生活支援拠点の整備に取り組みます。	精神保健・地域移行推進課	障害の重度化や障害のある人の高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるように、日頃から、身近なところで見守りや交流を行うとともに、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応を図る体制や、 <u>体験の機会・場の提供や入所施設・病院、親元からグループホームや一人暮らしなどへの生活の場の移行支援など</u> 、地域の社会資源を活用した地域生活支援拠点等の整備に取り組みます。	地域で生活する障害者の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を図り、障害の重度化・高齢化にも対応できるように、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を強化する。 <u>また、地域生活支援拠点等については、緊急時の受け入れ対応とともに、体験の機会・場の提供や入所施設・病院、親元からグループホームや一人暮らしなどへの生活の場の移行支援などの役割を担う。[7-(3)-5]</u>
3-(1)-5	地域生活における活動支援の充実	外出のための移動支援や地域活動支援センターの機能の充実等、社会参加や日常生活における創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の充実を図ります。	障害福祉企画課 障害者支援課 地域リハビリテーション推進課	外出のための移動支援や地域活動支援センターの機能の充実等、社会参加や日常生活における創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の充実を図ります。	外出のための移動支援、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実等、地域生活を支援するために地方公共団体が地域の特性や利用者の状況に応じて実施する取組に対する支援を推進する。[7-(3)-4]

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)	所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
3-(1)-6	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 精神障害のある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービス事業者、行政等の重層的な連携を図ることで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。	精神保健・地域移行推進課	精神障害のある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、 <b>当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等</b> 関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービス事業者、行政等の重層的な連携を図ることで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。	精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、 <b>当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等</b> 関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する。[[7-(3)-8、6-(1)-7:再掲]
3-(1)-7	精神障害のある人の地域生活の支援体制の充実 入院中の精神障害のある人の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行・地域定着を推進するため、入院中からの交流・相談を始め、地域生活へ移行した後の日常生活や通院治療のフォローアップ、こころの健康に関する相談対応等、障害のある人が安心して地域で生活できる支援体制の充実を図ります。 また、生活に不都合が生じた場合の施設での受け入れ等、関係機関が連携して支援する体制を構築します。	精神保健・地域移行推進課 精神保健福祉センター	入院中の精神障害のある人の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行・地域定着を推進するため、入院中からの交流・相談を始め、地域生活へ移行した後の日常生活や <b>外来通院時の切れ目のない</b> フォローアップ、こころの健康に関する相談対応等、障害のある人が安心して地域で生活できる支援体制の充実を図ります。 また、生活に不都合が生じた場合の施設での受け入れ等、関係機関が連携して支援する体制を構築します。	精神障害者の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、社会的活動の拠点、在宅医療の充実や地域住民の理解の促進を図るとともに、働くことを含めた、精神障害者の退院後 <b>及び外来通院時の切れ目のない</b> 支援に係る取組を行う。[6-(1)-8]
3-(1)-8	精神障害のある人の在宅生活支援 在宅生活を送っている精神障害のある人が、安心して地域での生活が維持できるよう、多職種チームによる訪問支援（アウトリーチ）を始め、地域生活の場であるグループホームの設置や継続的な利用の促進等、在宅生活を支える障害福祉サービスの充実を図ります。	障害者支援課 精神保健・地域移行推進課	在宅生活を送っている精神障害のある人が、安心して地域での生活が維持できるよう、多職種チームによる訪問支援（アウトリーチ）を始め、地域生活の場であるグループホームの設置や継続的な利用の促進等、在宅生活を支える障害福祉サービスの充実を図ります。	精神科デイケアのサービス提供内容の充実を図るとともに、外来医療、ひきこもり等の精神障害に対する多職種によるアウトリーチ（訪問支援・ <b>在宅医療</b> ）を充実させる。[6-(1)-1-1]
3-(1)-9	医療ケア等社会資源の整備促進 常時介護を必要とする障害のある人が、自らの決定に基づき身近な地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の質と量の充実を図るとともに、体調の変化・支援者の状況等、必要に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。 また、常時介護を必要とする障害のある人等に対し必要な支援を適切に実施できるよう、支援の在り方について検討を行います。	障害者支援課	常時介護を必要とする障害のある人 <b>及び障害のある子ども</b> が、自らの <b>意思や意向が尊重されたうえで</b> 身近な地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の質と量の充実を図るとともに、体調の変化・支援者の状況等、必要に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。 また、常時介護を必要とする障害のある人等に対し必要な支援を適切に実施できるよう、支援の在り方について検討を行います。	常時介護を必要とする障害者が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化・支援者の状況等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進する。 [7-(3)-2]
3-(1)-10	障害福祉施設の整備 現在、指定管理者制度で運営されている市立障害福祉施設については、より柔軟かつ安定的に運営サービスを提供するため、民間事業者による独立した運営が可能な施設については、条件が整い次第、社会福祉法人への移譲も含めた再整備を進めます。	障害者支援課	現在、指定管理者制度で運営されている市立障害福祉施設については、より柔軟かつ安定的に運営サービスを提供するため、民間事業者による独立した運営が可能な施設については、条件が整い次第、社会福祉法人への移譲も含めた再整備を進めます。	

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)		所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
3-(1)-11	触法障害者への支援	触法障害者の円滑な社会復帰を促進するため、基幹相談支援センターや司法関係者、地域生活定着支援センター、保護観察所、協力事業主、障害福祉サービス事業者等の関係機関と連携の下、必要な福祉サービス等を利用できるよう支援を行います。	障害者支援課	触法障害者の円滑な社会復帰を促進するため、基幹相談支援センターや司法関係者、地域生活定着支援センター、保護観察所、協力事業主、障害福祉サービス事業者等の関係機関と連携の下、必要な福祉サービス等を利用できるよう支援を行います。	<p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)の対象者の社会復帰の促進を図るため、同法対象者に対する差別の解消を進める。[1-(2)-8]</p> <p>弁護士、弁護士会、日本弁護士連合会、法テラス等の連携の下、罪を犯した知的障害者等の社会復帰の障害となり得る法的紛争の解決等に必要な支援を行うなど、再犯防止の観点からの社会復帰支援の充実を図る。[5-(1)-5]</p> <p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づき、同法対象者に対する精神保健医療の提供や医療と福祉が連携した支援を充実させる。[6-(1)-9]</p>
施策の方向性	(2) 相談支援体制の充実				
3-(2)-1	相談支援体制の充実	<p>障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。</p> <p>特に、障害者手帳の交付や各種の障害福祉サービス等の受付、支給決定等を行っている区役所高齢者・障害者相談コーナーについては、その機能を強化するために、窓口職員に対する専門研修による人材育成を進めます。</p>	<p>障害福祉企画課</p> <p>障害者支援課</p> <p>地域リハビリテーション推進課</p> <p>精神保健福祉センター</p> <p>総務区政課</p>	<p>障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、<b>北九州市基幹相談支援センターを中心とする</b>総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。</p> <p><b>また、</b>障害者手帳の交付や各種の障害福祉サービス等の受付、支給決定等を行っている区役所高齢者・障害者相談コーナーについては、その機能を強化するために、窓口職員に対する専門研修による人材育成を進めます。</p> <p><b>加えて、高齢者や障害のある人、その家族のニーズに応じた質の高い相談支援を行うことができるよう、地域リハビリテーション支援センターを中心に医療機関等の協力を得て、リハビリテーションに関する相談支援や支援者の育成・活用等に取り組むとともにリハビリテーション関係者の連携強化を図ります。</b></p>	<p>障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図る。[7-(2)-1]</p> <p>障害者個々の心身の状況、サービス利用の意向や家族の意向等を踏まえたサービス等利用計画案の作成等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進める。[7-(2)-2]</p>

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)		所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
3-(2)-2	北九州市基幹相談支援センターの充実	どこに相談してよいかわからないといった障害のある人のための「よろず相談窓口」として、地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う「北九州市基幹相談支援センター」において、訪問支援(アウトリーチ)を含めたきめ細かな相談対応を行い、障害のある人とその家族に寄り添った支援を進めます。	障害者支援課	どこに相談してよいかわからないといった障害のある人のための総合相談窓口として、地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う「北九州市基幹相談支援センター」において、訪問支援(アウトリーチ)を含めたきめ細かな相談対応を行い、障害のある人とその家族に寄り添った支援を進めます。	相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障害者等の相談等を総合的にを行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの必要性を周知し、その設置を促進する。また、関係機関の連携の緊密化や地域の実情に応じた体制整備についての協議会の運営の活性化を図ることにより、障害者等への支援体制の整備を進める。[7-(2)-3]
3-(2)-3	各種相談機関の地域ネットワークの構築	基幹相談支援センターと高齢者・障害者相談コーナーを始めとする区役所の相談窓口、相談支援事業者、各種専門機関、地域関係者は、互いに連携・協働し、様々な相談に対応します。 様々な相談機関が地域のネットワークを構築し、支援の必要な人にできるだけ早く気づき、必要な支援へつなぐ体制づくりを進めることにより、障害のある人とその家族を共に支える地域ネットワークの構築を図ります。	障害者支援課 精神保健・地域移行推進課	基幹相談支援センターと高齢者・障害者相談コーナーを始めとする区役所の相談窓口、相談支援事業者、各種専門機関、地域関係者は、互いに連携・協働し、様々な相談に対応します。 様々な相談機関が地域のネットワークを構築し、支援の必要な人にできるだけ早く気づき、必要な支援へつなぐ体制づくりを進めることにより、障害のある人とその家族を共に支える地域ネットワークの構築を図ります。	各種ガイドラインの策定及び普及、障害者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上を図るとともに、児童相談所、更生相談所、保健所等の関係機関間のネットワークの形成及びその活用を推進し、障害者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築する。[7-(2)-8]
3-(2)-4	北九州市障害者自立支援協議会の運営等の充実	相談支援事業者の事業運営等の評価や具体的な困難事例に対する指導・助言、ネットワークの構築を目的とした北九州市障害者自立支援協議会の運営等の充実を図ります。	精神保健・地域移行推進課	<u>具体的な事例の対応等を通じた地域課題の抽出や解決のための仕組みづくり、関係機関等のネットワークの構築、人材育成、相談支援事業者の事業運営等の評価等を目的とした北九州市障害者自立支援協議会の運営等の充実を図ります。</u>	
3-(2)-5	発達障害のある子どもや大人への支援	発達障害のある子どもや大人への支援について、幼児期の「気づき」の段階から、ライフステージに応じ一貫した支援体制の構築を図るため、行政の縦割りを超えた体制づくりを進めます。 併せて、市立総合療育センターや発達障害者支援センター「つばさ」を中心とした相談支援、家族支援の強化等に取り組み、保健・医療・障害福祉等の協働による包括的な支援を進めます。	精神保健・地域移行推進課	発達障害のある子どもや大人への支援について、幼児期の「気づき」の段階から、ライフステージに応じ一貫した支援体制の構築を図るため、行政の縦割りを超えた体制づくりを進めます。 併せて、市立総合療育センターや発達障害者支援センター「つばさ」を中心とした相談支援、家族支援の強化等に取り組み、保健・医療・障害福祉・ <u>教育、雇用</u> 等の協働による包括的な支援を進めます。	発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を図るとともに、巡回支援専門員等の支援者の配置の促進を図る。 [6-(4)-4] 発達障害者支援センター等において、発達障害児やその家族に対する相談支援やペアレントメンターの養成等を行うとともに、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者による発達障害者支援地域協議会で地域の課題等を協議し、発達障害者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図る。[7-(2)-4] 発達障害児やその家族に対する支援を強化するため、地域生活支援事業の活用によって、ピアサポートを行う人材を育成するとともに、ピアサポートを推進する。 [7-(7)-3:再掲]
3-(2)-6	難病患者やその家族の支援	難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、北九州市難病相談支援センターを拠点に、難病患者の相談・支援を行います。 また、難病患者やその家族が地域で安心して療養生活を送ることができるよう、患者・家族会等の支援をはじめ、情報提供や啓発、医療相談会等の取り組みを実施します。	難病相談支援センター	難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、 <u>難病相談支援センターを中心とした関係機関との連携を強化し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援を行います。</u> また、難病患者やその家族が地域で安心して療養生活を送ることができるよう、患者・家族会等の支援をはじめ、情報提供や啓発、医療相談会等の取り組みを実施し、 <u>地域交流活動の促進などを行います。</u>	難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図る。[6-(5)-2] 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を実施するため、 <u>各種相談支援事業やピアサポート等を行う</u> 難病相談支援センターを中心とし、難病診療連携拠点病院、地方公共団体等の様々な関係者間での連携を推進し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進などを行う。[6-(5)-5]

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)		所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
3-(2)-7	北九州市難病対策地域協議会の開催	難病患者やその家族をはじめ、医療・福祉・就労等の関係機関、関係団体によって構成する「北九州市難病対策地域協議会」を開催し、地域における難病患者支援の課題を共有し、支援体制について協議を行います。	難病相談支援センター	難病患者やその家族をはじめ、医療・福祉・就労等の関係機関、関係団体によって構成する「北九州市難病対策地域協議会」を開催し、地域における難病患者支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた支援体制について協議を行います。	難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、難病相談支援センター等により、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援を行う。[7-(2)-6]
3-(2)-8	高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対する相談体制の充実	高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対し、各種障害福祉サービスや相談窓口等についての情報を提供するとともに、家族に対する相談支援体制の充実を図ります。 また、高次脳機能障害や若年性認知症について、行政や民間の相談窓口従事者等を対象とした講演会や研修を充実し、資質の向上を図ります。	精神保健・地域移行推進課 認知症支援・介護予防センター	高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対し、各種障害福祉サービスや相談窓口等についての情報を提供するとともに、家族に対する相談支援体制の充実を図ります。 また、高次脳機能障害や若年性認知症について、行政や民間の相談窓口従事者等を対象とした講演会や研修を充実し、資質の向上を図ります。	高次脳機能障害児者への支援について、地域の支援拠点に相談支援コーディネーターを配置し、ライフステージに応じた専門的な相談支援や都道府県及び市町村が障害者等への支援体制の整備を図るために設置する協議会を始めとした関係機関との連携・調整等を行うとともに、高次脳機能障害に関する情報発信の充実を図る。[7-(2)-5]
施策の方向性	(3) 地域福祉の充実				
3-(3)-1	地域社会の仕組みづくり	障害のある人が地域社会において自立した生活ができるように、一人ひとりが抱える課題を地域社会みんなで受け止め、地域の多様な専門性を生かして解決する仕組みづくりを進めます。	障害者支援課 地域福祉推進課	障害のある人が地域社会において自立した生活ができるように、一人ひとりが抱える課題を地域社会みんなで受け止め、地域の多様な専門性を生かして解決する仕組みづくりを進めます。 また、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりや地域全体の機運の醸成を図りつつ、行政とNPO等の関係団体が連携・協働し、孤独・孤立対策の取組みを推進するためのプラットフォーム「北九州市孤独・孤立対策等連携協議会」を軸に、NPO等関係団体や地域住民等の支援のネットワークを強化します。	
3-(3)-2	精神障害のある人の地域生活支援	精神科医療機関・障害福祉サービス事業者・行政・関係機関等の協議の場を設け、精神障害のある人の地域移行に関する目標を共有し、住まい（医療を受けられる環境の整備を含む。）の確保支援、家族支援等の課題解決について検討します。	精神保健・地域移行推進課	精神科医療機関・障害福祉サービス事業者・行政・関係機関等の協議の場を設け、精神障害のある人の地域移行に関する目標を共有し、住まい（医療を受けられる環境の整備を含む。）の確保支援、家族支援等の課題解決について検討します。	
3-(3)-3	精神障害のある人への地域住民による地域生活の支援	精神障害のある人が地域移行した後、地域活動への参加や地域住民のネットワークによる見守り等、精神障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域住民に対する啓発活動を充実します。	精神保健・地域移行推進課	精神障害のある人が地域移行した後、地域活動への参加や地域住民のネットワークによる見守り等、精神障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域住民に対する啓発活動を充実します。	
3-(3)-4	発達障害者支援地域協議会の開催	発達障害のある人の支援体制に関する地域における課題について、関係者間で情報を共有し、緊密な連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための発達障害者支援地域協議会を開催します。	精神保健・地域移行推進課	発達障害のある人の支援体制に関する地域における課題や、ライフステージに沿った専門的な支援について、関係者間で情報を共有し、緊密な連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための発達障害者支援地域協議会を開催します。	

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)		所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
3-(3)-5	行動障害等のある人への支援	<p>行動障害等の悩みを抱えた人とその家族が地域で孤立することなく、安心して生活できるよう、地域関係者や障害福祉関係者等による見守り、交流を進めるとともに、専門家等による家族支援の強化を図ります。</p> <p>併せて、障害福祉サービス事業所における受け入れを進めるため、サービス従事者を対象に、行動障害への対応に係るスキルアップ研修等を行うとともに、幅広い関係者に向けて、行動障害のある当事者と家族への支援についての啓発を行います。</p>	精神保健・地域移行推進課	<p>行動障害等の悩みを抱えた人とその家族が地域で孤立することなく、安心して生活できるよう、地域関係者や障害福祉関係者等による見守り、交流を進めるとともに、専門家等による家族支援の強化を図ります。</p> <p>併せて、障害福祉サービス事業所における<b>対応の理解を深め</b>、受け入れを進めるため、サービス従事者を対象に、<b>事例検討会の実施や行動障害への対応に係る研修等</b>を行うとともに、幅広い関係者に向けて、行動障害のある当事者と家族への支援についての啓発を行います。</p>	
<p>施策の方向性 (4) 障害福祉を支える人材の育成・支援</p>					
3-(4)-1	障害のある人を支援する人の支援	<p>「支援する人を支援する」という考えのもと、障害のある人を介護する家族に対する相談や情報提供、当事者同士の交流等の取り組みを充実します。併せて、家族介護者の一時的休息(レスパイト)の観点から、短期入所(ショートステイ)等の利用を進めることで、障害のある子どもが安心して地域において生活できるよう、家族の支援を行います。</p>	<p>障害福祉企画課</p> <p>障害者支援課</p> <p>精神保健・地域移行推進課</p>	<p>「支援する人を支援する」という考えのもと、障害のある人<b>及び障害のある子ども</b>を介護する家族に対する相談や情報提供、当事者同士の交流等の取り組みを充実します。併せて、家族介護者の一時的休息(レスパイト)の観点から、短期入所(ショートステイ)等の利用を進めることで、<b>障害のある人及び</b>障害のある子どもが安心して地域において生活できるよう、家族の支援を行います。</p>	
3-(4)-2	精神障害のある人やその家族同士の分かち合い	<p>精神障害のある人やその家族が障害を受け入れていくことができるよう、精神疾患やひきこもりへの理解を深め、同じ経験を持つ家族同士の分かち合いの場を提供するなど、情報交換し、悩みを共有しながら不安解消に向けた取り組みを進めます。</p>	<p>精神保健・地域移行推進課</p> <p>精神保健福祉センター</p>	<p>精神障害のある人やその家族が障害を受け入れていくことができるよう、精神疾患やひきこもりへの理解を深め、同じ経験を持つ家族同士の分かち合いの場を提供するなど、情報交換し、悩みを共有しながら不安解消に向けた取り組みを進めます。</p>	
3-(4)-3	ペアレントメンターの育成	<p>発達障害のある子どもの家族に対する心理的ケアと家庭における子育ての支援を進めるため、家族同士が子どもとの関わり方や悩みを気軽に情報交換できる場の充実を図るとともに、家庭における行動面の問題等に対する専門的な支援を行います。</p> <p>また、発達障害のある子どもを育てた経験のある保護者が、同じような発達障害のある子どもを持つ保護者に寄り添い、相談を受けるペアレントメンターの養成等を強化します。</p>	精神保健・地域移行推進課	<p>発達障害のある子どもの家族に対する心理的ケアと家庭における子育ての支援を進めるため、家族同士が子どもとの関わり方や悩みを気軽に情報交換できる場の充実を図るとともに、家庭における行動面の問題等に対する専門的な支援を行います。</p> <p>また、発達障害のある子どもを育てた経験のある保護者が、同じような発達障害のある子どもを持つ保護者に寄り添い、相談を受けるペアレントメンターを<b>養成し、その活動の充実を図ります。</b></p>	<p>発達障害者支援センター等において、発達障害児者やその家族に対する相談支援やペアレントメンターの養成等を行うとともに、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者による発達障害者支援地域協議会で地域の課題等を協議し、発達障害者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図る。[7-(2)-4]</p>
3-(4)-4	ピアカウンセリングやセルフヘルプ活動の支援	<p>障害のある人の生活の向上や、権利擁護にとって重要なピアカウンセリングやセルフヘルプ活動を支援します。</p> <p>また、障害のある人やその家族によるボランティア活動に対する支援や障害のある人を支える人材の育成が行えるよう環境整備に努めます。</p>	<p>障害福祉企画課</p> <p>障害者支援課</p> <p>精神保健福祉センター</p>	<p>障害のある人の生活の向上や、権利擁護にとって重要なピアカウンセリングやセルフヘルプ活動を支援します。</p> <p>また、障害のある人やその家族によるボランティア活動に対する支援や障害のある人を支える人材の育成が行えるよう環境整備に努めます。</p>	<p>家族と暮らす障害者について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援する。また、ピアサポーターの育成を行うとともに、ピアカウンセリング、ピアサポート<b>体制の強化</b>等の障害者<b>同士</b>・家族同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者等による相談活動の更なる拡充を図る。[7-(2)-9]</p> <p>発達障害児者やその家族に対する支援を強化するため、地域生活支援事業の活用によって、ピアサポートを行う人材を育成するとともに、ピアサポートを推進する。[7-(2)-10]</p>